

I 富士市パブリック・コメント制度の概要

1. パブリック・コメント制度とは

市の基本的な政策などを策定するときに、事前に策定案を公表し、広く全国から意見を求め、策定案に対する意見等を政策に反映するための一連の手続を定めた制度をいいます。

2. 目的

政策形成過程における市民参画の機会を保障し、市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を行うことにより、公正で民主的な市政を推進していくことを目的とします。

3. 背景

- (1) 市民ニーズが高度化・多様化してきており、行政の施策の目標が見極めづらくなってきたこと。
- (2) 景気低迷による危機的な財政状況の中で、むだのない効率的な財政運営が強く求められていること。
- (3) 市民の行政への政策参加の意識が高まっていること。

4. 意見の提出権者

全国のだれでも意見を提出することができます。

5. 対象となる計画、条例等

- (1) 市の総合的な構想や計画、個別の行政分野における基本的な計画や方針
(例) 第五次富士市総合計画、国土利用計画(富士市計画)、富士市環境基本計画、富士市ごみ処理基本計画、健康ふじ21計画、富士市商業振興ビジョンなど
- (2) 市の基本的な制度を定める条例
(例) 富士市情報公開条例、富士市行政手続条例、富士市環境基本条例など
- (3) 市民などに義務を課し、または権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
(例) 規制条項や罰則条項のある条例で、富士市飼い犬条例、富士市介護保険条例など
- (4) 市民生活や事業活動に直接または重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針など
(例) 富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、富士市土地利用事業の適正化に関する要綱など
- (5) 大規模な公共事業や主要な公共施設の基本計画
(例) 広く市民などの利用が予想される公共施設の整備に係る基本計画
- (6) 憲章や宣言
(例) 富士市民憲章、核兵器廃絶平和都市宣言など
※新規に制定するものだけでなく、改正や廃止を行う場合も含めます。

6. 対象の適用除外となる場合

- (1) 特に緊急を要すると認められる場合
- (2) 軽微な変更であると認められる場合
- (3) 市の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (4) パブリック・コメント制度と類似した意見聴取手続が法令等により定められていて、その手続に従い、計画、条例等の策定を行う場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案または改廃案を議会に提出する場合

※適用除外となる場合は、その理由をウェブサイト、広報ふじなどで公表しなければなりません。

7. 策定案の公表方法

- (1) 広報紙（公表予告や策定案の概要などを掲載します）
- (2) ウェブサイト（パブリック・コメントページで策定案の概要や詳細を公表します）
- (3) 担当課や地区まちづくりセンターなどの施設における閲覧または配布
- (4) 報道機関への資料提供

8. 意見の募集と提出の方法

- (1) 策定案の公表前に、意見募集期間や提出方法などを明示します。
- (2) 策定案を公表してから1か月以上の期間を意見募集期間とします。
- (3) 提出方法は、担当課への持参、ウェブサイト送信フォーム、郵便、電子メール、ファクスなどです。ウェブサイト送信フォーム以外で意見書を提出する際の様式は特に定めていませんが、市の考え方や意見の反映結果を後日回答するために、氏名（団体名）や住所、電話番号などを記入していただきます。

9. 提出された意見の取り扱い

提出された意見などを考慮し、最終案を策定するとともに、寄せられた意見及びその意見に対する市の考え方並びに修正した場合はその修正内容及びその理由をウェブサイトで公表します。意見提出者に対しては直接文書で回答します。

10. 特徴

- (1) 意見募集の対象を全国に広げたこと。
- (2) 意見提出者に対し、市の考え方を個別に回答することを義務づけたこと。
- (3) 計画や例規（条例や規則など）の他にも宣言や憲章も含めたこと。
- (4) 障害者や病気の方、外出が困難な方などが意見を提出することができるよう市の配慮義務を定めたこと。
- (5) 行政用語や専門用語はなるべく控え、使用する場合には注釈を加えるなど、わかりやすい文章となるよう努力義務を定めたこと。
- (6) 公表を省略する場合は、その理由をしっかりと公表するようにしたこと。

11. 施行日

平成15年7月1日

III 要綱の逐条解説

1. 目的

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関して必要な事項を定めることにより、政策形成過程への市民参画の機会を保障し、併せて市民への説明責任の徹底と行政運営の透明性を確保し、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

■考え方

この制度の目的は、公正で民主的な市政を推進していくことです。そのためには、市の政策案などを積極的に説明する機会を設け、それについてさまざまな意見をいただき、市民と行政の協働により政策を考えていくという新しい視点での取り組みが必要になります。既に決まってしまった政策ではなく、現在策定中の政策に市民が参画することは、市政への関心を高め、行政と市民の良好な信頼関係を築いていくこととなります。そうした透明性の高い行政運営を行うことにより、最終的に「公正で民主的な市政」を展開できるように努めるものです。

2. 定義

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策、条例等の策定案を公表し、広く意見及び提言（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手續に関する制度をいう。
2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

■考え方

ここでは、パブリック・コメント制度に関する基本事項の定義をしています。

(1) パブリック・コメント制度

他の自治体では、国にならって「意見提出手続」という表現をする例も見られますが、マスコミ報道や行政分野などでの使用例を考えると、「パブリック・コメント」と直接的に表現した方が一般的だと考えます。

なお、パブリック・コメントを制度的に見た場合に欠かせない構成要素は、次のとおりです。

- 策定中の計画案や条例案などを広く公表すること。
- 公表した案について市民などから意見や提言を募ること。
- 募った意見を行政側の最終的な意思決定に反映すること。
- 提出された意見と最終案の決定過程を公表すること。

(2) 実施機関

パブリック・コメントを行う市の行政機関を「実施機関」として明確にしています。市長（市長事務部局）だけでなく、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者（水道事業及び病院事業）、消防長もこの制度の実施者として位置づけています。議会（議会事務局）については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ機関であることから除外しています。

3. 対象

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策、条例等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画または個別行政分野における基本的な計画及び方針の策定または変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃
- (3) 市民等（市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者、市内に事務所または事業所を有するものその他パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有するものをいう。）に義務を課し、または権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 市民生活または事業活動に直接または重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等の制定または改廃
- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定または変更
- (6) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定または改廃

■考え方

パブリック・コメントの対象とする計画や例規の範囲を規定しています。

(1) 市の総合的な構想及び計画または個別行政分野における基本的な計画及び方針

市の総合計画の基本構想・基本計画、さらには環境や福祉、都市計画などといった行政分野ごとの基本的な行政計画などを想定しています。また、計画に類似した将来構想や長期ビジョンなども含まれます。

具体的な例を既に策定済みの計画で示すと、次のようなものが挙げられます。

「第五次富士市総合計画」、「ふじ30年構想」、「国土利用計画（富士市計画）」、「富士市環境基本計画」、「富士市の緑の基本計画」、「富士市ごみ処理基本計画」、「富士市男女共同参画プラン」、「ふじパワフル85計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「富士市子ども・子育て支援事業計画」、「健康ふじ21計画」、「富士市障害者計画（ふじし障害者プラン）」、「富士市商業振興ビジョン」、「富士市地域防災計画」、「富士市の都市内幹線道路整備に関するプログラム」

(2) 市の基本的な制度を定める条例

現在、市は250本余りの条例を制定していますが、これらの中には上位法に基づいて定めた条例や行政組織の内部手続を定めた条例なども数多く含まれます。パブリック・コメントの対象としていく条例は、そうしたものを除き、例えば「自治基本条例」のように市の将来ビジョンを示したものや、「富士市情報公開条例」、「富士市行政手続条例」のように市政を推進する上で共通の制度を定めたもの、「富士市環境基本条例」のように行政の各分野の政策的な方向性を示した条例などです。

(3) 市民等に義務を課し、または権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

市民に義務を課したり、権利を制限したりする場合は、条例で定めることが地方自治法で義務づけられています。一般に「規制条例」といわれるもので、許認可や規制・罰則などの規定を設ける条例は、すべてパブリック・コメントの対象とします。

一般的に見ると「市民」とはその都市に居住して暮らしている人々を指しますが、この要綱ではより広範な人々を「市民等」として位置づけています。それは、パブリック・コメントの対象となる政策の中には、市民だけでなく市内で日常的に活動を行う他の自治体からの通勤者や通学者、さらには市内に事業所を置く法人、その他政策に関して利害関係を持つ人（法人）などに影響を与える場合があるからです。

なお、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項」については、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、案の賛否ではなく建設的な意見を期待するパブリック・コメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象外とします。

地方自治法第74条第1項（注）においても、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては、条例の制定・改廃の対象外となっています。

（注）地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（4） 市民生活または事業活動に直接または重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等

例えば、資源循環型社会を形成するために廃棄物（ごみ）の排出抑制・分別収集・再生利用について定めた「富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」や、市の良好な生活環境の確保を図るため土地利用事業に関する基準を定めた「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」などをいいます。

（5） 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画

「大規模な公共事業」については、ほとんどの場合、第1号の基本的な計画に該当するか、あるいは都市計画法に定める意見聴取手続を経るものと思われますが、市民生活に影響を与えることを考慮し、対象に加えることにしました。

「主要な公共施設の計画」とは、広く市民の利用が予想される公共施設の整備に係る基本構想や基本計画などをいいます。

（6） 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言

例えば、「富士市民憲章」や「核兵器廃絶平和都市宣言」、「交通安全都市宣言」、「ゆとり創造都市宣言」をいいます。

4. 対象の適用除外

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由を第6条第1項に規定する方法で公表することによってパブリック・コメント制度を適用しないこととすることができる。この場合において、第1号の規定に該当するためパブリック・コメント制度を実施しない場合は、政策等の実施後に意見を聴くよう努めるものとする。

- (1) 特に緊急を要すると認められる場合
- (2) 軽微な変更であると認められる場合
- (3) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (4) この要綱に定める手続と類似した意見聴取手続が法令等により定められていて、当該手続に従い、政策等の策定を行う場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案または改廃案を議会に提出する場合

■考え方

この条項は、第3条に規定したパブリック・コメントの対象となる計画や例規であっても、次に示したケースではむしろ対象外とした方が合理的であると考えられる場合の「適用除外」を示したものです。

(1) 特に緊急を要すると認められる場合

パブリック・コメントの対象となる政策等は、本来時間をかけてじっくり議論を行うべき性質のものであり、あまりこうしたケースは想定されないと考えますが、災害や緊急事態により市民生活に影響を与える規制などを短期間に策定する必要がある場合などはこれに該当します。

事務的な策定手続の遅れにより、政策等の案をパブリック・コメント手続にかける時間が取れないというのは認められません。

(2) 軽微な変更であると認められる場合

これも想定されるケースですが、「軽微」の程度をどう判断するかは担当課だけでなく、シティプロモーション課や総務課と協議してください。

(3) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合

規制条例などで、国が全国的な統一基準を設けるような場合は、自治体の裁量の余地がない(少ない)ことも考えられるため適用除外としました。

(4) この要綱に定める手続と類似した意見聴取手続が法令等により定められている場合

既に法令や静岡県の例規によってパブリック・コメントに類似した手続が定められている場合は、その法令等が規定する方法で意見聴取を行えば、パブリック・コメントを行ったとみなします。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案または改廃案を議会提出する場合

例えば、市民から住民投票条例の制定について直接請求され、市民が作成した条例案を議会に上程する場合は該当します。この場合は、住民投票条例の可決を議会が審議することになり、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する市民の50分の1以上の連署をもって請求された条例なので、民意も反映されていると判断し、パブリック・コメントを行ったとみなします。

5. 策定案及び資料の公表

- 第5条 実施機関は、政策等の策定を行おうとするときは、あらかじめ当該政策等の策定案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するとともに、当該資料の内容が容易に十分理解されるよう図表、注釈等を加えたりして表現方法を工夫するよう努めなければならない。
- (1) 当該政策等の策定案を作成した趣旨、目的または背景
 - (2) 当該政策等の策定案を附属機関等における審議に付した場合にあっては、答申等の概要
 - (3) その他関連する資料

■考え方

この条項以降は、パブリック・コメントの具体的な手続の流れを規定したものです。

パブリック・コメントは、まず市が実施機関単位で計画案や例規案を公表するところから始まります。

公表に際しては、単に計画案や例規案だけを示すのではなく、その趣旨や目的、策定するに至った背景や経緯、政策等の概要などをわかりやすく示していく必要があります。そうした関連資料もあわせて公表していくことを考えています。

6. 公表の方法

- 第6条 前条に規定する公表は、市役所及び実施機関が指定した場所で前条第2項各号に掲げる資料を配布し、併せて市の広報紙、ウェブサイト等に掲載することにより行うものとする。
- 2 前項により公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に関し必要な事項を提示するものとする。
- 3 実施機関は、意見等を提出するために必要な期間として、公表の日から原則として1か月以上の提出期間を設けるものとする。
- 4 実施機関は、障害者、寝たきり老人等が政策等の策定案の内容について説明または意見等の提出を希望する場合は、当該希望に応えることができるよう必要な配慮をするものとする。

■考え方

市の実施機関は、公表する計画案や例規案とその関連資料を市役所や市の指定する施設に設置するとともに、「広報ふじ」や報道機関などを使って公表の内容を周知します。

また、ウェブサイトにはパブリック・コメントの専用ページを設け、市役所などに設置したものと同じ書類をダウンロードできるようにします。既にパブリック・コメントを実施している自治体の例では、市民が具体的な情報を得る媒体はウェブサイトが圧倒的に多いようです。ウェブサイトの使いやすさを工夫することがパブリック・コメントを浸透させる大きなカギになると考えています。

また、政策等の案を公表した場合は、意見をどのように募集していくのかを具体的に示す必要があります。そこで、「意見提出先」、「提出方法」、「提出期限」などもあわせて明示します。

「広報ふじ」については紙面の都合上、政策等の案の概要や意見募集の期日・方法のみを掲載します。

意見を募集する期間は、政策等の案ごとの状況に応じて決めますが、原則として1か月以上とします。

また、障害がある、高齢、病弱であるなどの理由で実施機関に出向けない人、インターネットを利用していない人、文書を読むことや書いたりできない人などにも等しく意見を提出する権利を保障するために、できる限り配慮してください。どのような手段でアクセスや意見提出権を保障するかは、個々の事情に応じて臨機応変に対応してください。

7. 予告

第7条 実施機関は、第5条に規定する政策等の策定案及び同条第2項に規定する資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙及びウェブサイトへの掲載等により、当該パブリック・コメント制度の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の策定案の名称
- (2) 政策等の策定案に対する意見等を募集する予定時期
- (3) 政策等の策定案の入手方法

■考え方

意見聴取の予定や機会があることを事前に周知することにより、市民の関心を高める効果が期待できます。原則として、意見募集の初日から7日以上前に広報紙やウェブサイト上記の項目を掲載します。

8. 提出権者

第8条 何人も、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、政策等の策定に係る意見等を提出することができる。

■考え方

この要綱の目的からすると、提出権者を「市内に住所を有する者、市内に通勤または通学する者、市内に事務所または事業所を有するものその他パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有するもの」に限定してもよいのですが、行政活動が広域化している状況や市政に関心を持つ人に対し、広く市民以外にも意見書を提出することができるようにすることで、市政の活性化やより質の高い政策づくりをできるようにしたいと考えています。

また、「何人も」とは、外国人を含むすべての自然人、法人のほか、自治会、商店会、消費者団体等の法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められているものも含まれます。

9. 意見等の提出

第9条 意見等の提出をしようとするものは、住所、氏名、電話番号等を明示しなければならない。
2 意見等の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールまたは実施機関が指定する場所への書面の提出によるものとする。

■考え方

意見提出の方法は、郵送、ファクス、電子メール、ウェブサイト送信フォームに加え、直接持参することもできます。原則として、意見や提言が文字で書かれていることを条件とします。そのため、電話での意見はここでは想定していません。

また、パブリック・コメントの趣旨として、公民としての責任のある立場で意見を提出してほしいということと、市の考え方や意見の反映結果を後日回答するために、氏名（団体名）や住所・電話番号なども意見を提出する際にあわせて明示していただきます。

10. 意見等の取扱い

第10条 実施機関は、政策等を策定する際には前条の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方並びに政策等の策定案を修正したときはその修正内容及び理由を、第6条第1項に規定する方法により公表するものとする。ただし、提出された意見等の中に富士市情報公開条例（平成14年富士市条例第30号）第7条各号に掲げる非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部または一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、前項の規定による公表をするとともに、意見等を提出したものに対し、市の考え方等を意見等に対する市の考え方等通知書（別記様式）により通知しなければならない。ただし、政策等の策定案に対する意見等が大量に提出された場合にあっては、この限りでない。

■考え方

市の実施機関は、意見や提言の募集を終了した後、それらを取りまとめて整理し、策定しようとする政策等に提案者の意見が合理的に反映できるかどうかを検討し、最終的な意思決定を行います。例規の場合は、提出された意見を反映した後、市の内部審査機関である「例規審査委員会」に諮り、議決の必要がある条例は議会に上程されます。

また、実施機関は政策等の最終案（長の決裁後のもの。ただし、条例案は議会上程案）を第6条第1項に規定する方法で公表します。この際に公表の対象とするものは、政策等の最終案に加えて、提出された意見や提言の内容、それらを受けて市が検討を加えた経過と最終的な意見の反映結果などです。提出された意見や提言はそのままの形では公表せず、また住所や氏名も公表しないことを原則とします。また、意見提出者には個別に文書で回答します。

意見提出者が多数で、個別に回答することが困難な場合はウェブサイトに掲載するなどの公表方法も認めています。

11. 一覧表の作成等

第11条 市長は、パブリック・コメント制度を行っている案件並びにパブリック・コメント制度の適用除外となった案件及びその理由を示した一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

■考え方

いつ、どのような案件がパブリック・コメント制度の対象となっていたのか、政策などの策定に反映された意見数はどのくらいかなどを容易に知ることができるよう、パブリック・コメント制度が行われた案件の一覧表やパブリック・コメント制度の適用除外となった案件やその理由を示した一覧表を作成し、市のウェブサイトや広報紙などで公表します。

12. 委任

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

■考え方

パブリック・コメント制度の実施にあたり、この要綱に規定されていない事項を別に定めることができるようにするための委任条項です。

13. 附則

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある政策等でパブリック・コメント制度に準じた手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。 |
|---|

■考え方

この要綱の施行日は、平成15年7月1日です。7月1日現在で策定中の計画案や条例案などでパブリック・コメントと同様の意見聴取手続を経たものについてはこの要綱の規定は適用しません。